

年金記録訂正請求に係る答申について

近畿地方年金記録訂正審議会

平成 30 年 10 月 12 日答申分

○答申の概要

(1) 年金記録の訂正の必要があるとするもの 3件

國民年金關係 0件

厚生年金保険關係 3件

(2) 年金記録の訂正を不要としたもの 3件

國民年金關係 2件

厚生年金保険關係 1件

(3) 年金記録の訂正請求を却下としたもの 0件

國民年金關係 0件

厚生年金保険關係 0件

厚生局受付番号 : 近畿（受）第 1800176 号
厚生局事案番号 : 近畿（厚）第 1800052 号

第1 結論

請求者のA社における標準賞与額を平成25年12月31日は20万円、平成26年12月31日及び平成27年12月31日は15万円に訂正することが必要である。

平成25年12月31日、平成26年12月31日及び平成27年12月31日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成25年12月31日、平成26年12月31日及び平成27年12月31日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和61年生

住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成25年12月31日

② 平成26年12月31日

③ 平成27年12月31日

請求期間①、②及び③の各期間にA社から支給された賞与について、厚生年金保険料が控除されたが、当該賞与の記録がないので、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

A社から提出された賞与明細一覧表及び年金事務所が保管する健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届により、請求者が請求期間①、②及び③に同社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、請求期間①、②及び③の標準賞与額については、前述の賞与明細一覧表において確認できる賞与額及び厚生年金保険料控除額から、請求期間①は20万円、請求期間②及び③は15万円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者の請求期間①、②及び③に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、当該各期間に係る厚生年金保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、当該各期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に提出し、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の当該各期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 近畿（受）第 1800165 号
厚生局事案番号 : 近畿（厚）第 1800053 号

第1 結論

1 請求者のA社における平成5年10月1日から平成6年11月1日までの期間、同年12月1日から平成7年4月1日までの期間及び同年5月1日から同年9月1日までの期間の標準報酬月額を別表の1のとおり訂正することが必要である。

平成5年10月から平成6年10月までの期間、同年12月から平成7年3月までの期間及び同年5月から同年8月までの期間に係る訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成5年10月から平成6年10月までの期間、同年12月から平成7年3月までの期間及び同年5月から同年8月までの期間の訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

2 請求者のA社における平成5年5月1日から平成9年5月22日までの期間の標準報酬月額を別表の2のとおり訂正することが必要である。

平成5年5月から平成9年4月までの期間に係る訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準報酬月額（訂正前の標準報酬月額及び上記第1の1の厚生年金特例法による訂正後の標準報酬月額を除く。）として記録することが必要である。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和33年生

住 所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成5年5月1日から平成9年5月22日まで

厚生年金保険の記録では、A社における請求期間の標準報酬月額が、所持する給料明細書に記載されている給与支給額及び厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額と異なっているので、同社における標準報酬月額の記録を実際の給与支給額に見合う額に訂正してほしい。

第3 判断の理由

1 請求期間のうち、平成5年10月1日から平成6年11月1日までの期間、同年12月1日から平成7年4月1日までの期間及び同年5月1日から同年9月1日までの期間について、請求者から提出された給料明細書により、請求者が、当該各期間において、オンライン記録の標準報酬月額を超える報酬月額の支払を受け、当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料額を超える厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、厚生年金特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び請求者の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、請求期間に係る標準報酬月額については、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定すること

となる。

したがって、平成5年10月1日から平成6年11月1日までの期間、同年12月1日から平成7年4月1日までの期間及び同年5月1日から同年9月1日までの期間に係る標準報酬月額については、前述の給料明細書により確認できる厚生年金保険料控除額から、別表の1のとおりとすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社は既に解散している上、請求者の請求期間に係る届出及び厚生年金保険料の納付について、請求期間当時の事業主から回答が得られず、このほかにこれを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の報酬月額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

2 請求期間について、請求者は、保険給付の計算の基礎となるか否かにかかわらず、標準報酬月額の記録を実際の給与支給額に見合う額に訂正することを求めているところ、請求者から提出された給料明細書、平成7年分の給与所得の源泉徴収票及び日本年金機構の回答により、請求期間の標準報酬月額の改定又は決定の基礎となる期間に係る報酬月額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録における請求者の標準報酬月額（平成5年10月から平成6年10月までの期間、同年12月から平成7年3月までの期間及び同年5月から同年8月までの期間については、上記第3の1の厚生年金特例法により訂正される標準報酬月額）よりも高い額であることが認められる。

したがって、請求者の請求期間に係る標準報酬月額については、前述の給料明細書等により確認又は推認できる給与支給額及び日本年金機構の回答から、別表の2のとおりとすることが妥当である。

ただし、別表の2の訂正後の標準報酬月額（訂正前の標準報酬月額及び上記第3の1の厚生年金特例法による訂正後の標準報酬月額を除く。）については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準報酬月額として記録することが必要である。

別 表

厚生局受付番号 : 近畿（受）第 1800165 号

厚生局事案番号 : 近畿（厚）第 1800053 号

1 【厚生年金特例法による訂正】

訂 正 期 間	訂正後の標準報酬月額	訂正前の標準報酬月額
平成 5 年 10 月から平成 6 年 10 月まで		
平成 6 年 12 月から平成 7 年 3 月まで	16 万円	14 万 2,000 円
平成 7 年 5 月から同年 8 月まで		

2 【厚生年金保険法（第 75 条本文）による訂正】

訂 正 期 間	訂正後の標準報酬月額	訂正前の標準報酬月額
平成 5 年 5 月から同年 9 月まで		16 万円
平成 5 年 10 月から平成 7 年 9 月まで	26 万円	14 万 2,000 円
平成 7 年 10 月から平成 8 年 9 月まで		9 万 8,000 円
平成 8 年 10 月から平成 9 年 4 月まで	34 万円	

厚生局受付番号 : 近畿（受）第 1800089 号
厚生局事案番号 : 近畿（厚）第 1800054 号

第1 結論

請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日を昭和61年8月30日、喪失年月日を昭和62年5月31日とし、昭和61年8月から昭和62年4月までの標準報酬月額を17万円とすることが必要である。

請求者のB社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日を昭和62年11月1日、喪失年月日を昭和63年1月27日とし、昭和62年11月及び同年12月の標準報酬月額を18万円とすることが必要である。

昭和61年8月30日から昭和62年5月31日までの期間及び同年11月1日から昭和63年1月27日までの期間については、厚生年金保険法第75条ただし書の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和19年生

住 所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 昭和61年8月頃から昭和62年5月頃まで
② 昭和62年頃のうち3か月程度

請求期間①及び②について、私は、氏名をC、生年月日を昭和*年*月*日として、請求期間①はA社、請求期間②はB社において勤務していたので、調査の上、年金記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

オンライン記録において、請求期間①及び②当時に請求者が使用していたとする氏名（C）及び生年月日（昭和*年*月*日）と一致する者の記録が確認できるところ、当該記録には、請求者が勤務したと主張する事業所（A社及びB社）における被保険者記録（昭和61年8月30日資格取得、昭和62年5月31日資格喪失及び同年11月1日資格取得、昭和63年1月27日資格喪失）が確認できる。

また、雇用保険の記録において、前述の氏名及び生年月日と一致する者に係る被保険者記録が確認できるところ、当該被保険者記録には、請求期間①及び②を含む期間にA社及びB社における加入記録がそれぞれ確認できる上、各事業所における同人に係る雇用保険の被保険者番号はいずれも同じ番号である。

さらに、請求者は、A社の同僚として3人の氏名等を挙げているところ、同社に係るオンライン記録において当該同僚3人と符合する者が確認できる上、請求期間①当時の自身であるとして請求者から提出された同社の職場旅行の写真について、請求期間①に同社における厚生年金保険被保険者記録がある者のうち、3人が写真の者は正社員だったと回答し、このうちの二人は当該写真の者はCであると回答している。

加えて、オンライン記録において、前述のB社における被保険者記録に係る健康保険の被扶養者記録を見ると、請求期間②当時に、請求者が健康保険の被扶養者としていたとする者と氏名の一致する者が確認できる。

これらを総合的に判断すると、請求期間①及び②において、請求者が、CとしてA社及びB

社に勤務していたことが推認できることから、前述の厚生年金保険の被保険者記録は、請求者の記録とすることが妥当であり、それぞれの事業主は、請求者について、厚生年金保険被保険者に係る届出を社会保険事務所（当時）に対し行ったと認められる。

したがって、請求期間①について、A社における請求者の厚生年金保険被保険者資格取得年月日を昭和61年8月30日、資格喪失年月日を昭和62年5月31日とし、昭和61年8月から昭和62年4月までの標準報酬月額については、前述の厚生年金保険の被保険者記録から、17万円とすることが必要である。

次に、請求期間②について、B社における請求者の厚生年金保険被保険者資格取得年月日を昭和62年11月1日、資格喪失年月日を昭和63年1月27日とし、昭和62年11月及び同年12月の標準報酬月額については、前述の厚生年金保険の被保険者記録から、18万円とすることが必要である。

厚生局受付番号 : 近畿（受）第 1800075 号
厚生局事案番号 : 近畿（国）第 1800028 号

第1 結論

平成3年4月から同年8月までの請求期間、平成5年8月から平成6年3月までの請求期間、同年10月から平成7年3月までの請求期間及び同年7月から平成9年5月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和43年生

住所 :

2 請求内容の要旨

- 請求期間 : ① 平成3年4月から同年8月まで
② 平成5年8月から平成6年3月まで
③ 平成6年10月から平成7年3月まで
④ 平成7年7月から平成9年5月まで

私は、国民年金の加入手続については覚えていないが、請求期間①から④までの各期間に係る国民年金保険料については、送られてきた納付書に現金を添えて、A県B市内のC駅周辺にある銀行又は郵便局等の金融機関において納付したと思う。

その後、平成9年頃にD社に入社した際、同社の事務担当者から、私には年金手帳が2冊あるので1冊にまとめるとの連絡があったと伝えられた。

しばらくして、納付したはずの請求期間①から④までの各期間に係る国民年金保険料が未納である旨の書類が届いたので、平成9年頃の手続時に記録の不備が生じたか否かを含めて、当該各期間について、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

国民年金の加入手続が行われた場合、国民年金手帳記号番号（以下「記号番号」という。）が払い出されるところ、請求者に係る記号番号前後の被保険者の記録から判断すると、請求者の記号番号は、平成元年6月頃に国民年金の加入手続が行われたことによって払い出されたものと推認できる。

また、請求者は、請求期間①から④までの各期間に係る国民年金保険料の納付について、B市内のC駅周辺にある銀行又は郵便局等の金融機関において、納付書に現金を添えて納付した旨陳述している。

しかしながら、請求者は、請求期間①から④までの各期間に係る国民年金保険料を納付した具体的な金融機関名及び支店名等は覚えていない旨陳述している上、B市内の郵便局における国民年金保険料の収納管理を行うゆうちょ銀行E貯金事務センターは、国民年金保険料の領収済通知書の保管期限は3年である旨回答しており、郵便局における国民年金保険料の納付について確認することができない。

また、請求者は、請求期間①から④までの各期間に係る国民年金保険料の納付について、すぐに納付したり、何か月間かをまとめて納付したこともあったと思う旨陳述しているが、A県F市の国民年金被保険者検認台帳及び同市が管理する国民年金システムの納付記録において、当該各期間に係る国民年金保険料が納付されたことを確認することができず、これらの記録はオンライン記録とも一致している。

さらに、請求期間は4期間と多数であり、複数年度にわたる国民年金保険料の納付記録が全て欠落したとは考え難い上、請求者が請求期間①から④までの各期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書控等）はなく、当該各期間について、請求者の国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

加えて、請求者は、平成9年当時に勤務していた会社の担当者から年金手帳が2冊あるので、1冊にまとめると言われ、その際に、請求期間①から④までの各期間に係る国民年金保険料の納付記録が欠落したとも主張しているが、オンライン記録によると、請求者が平成元年9月21日に厚生年金保険被保険者資格の取得時に付番された厚生年金保険の記号番号が平成9年7月7日に基礎年金番号に統合されているところ、基礎年金番号制度が導入された平成9年1月以降は、年金記録に係る記録管理の強化が図られていることから、当該統合により当該各期間に係る国民年金保険料の納付記録が欠落したとは考え難い。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 近畿（受）第 1800161 号
厚生局事案番号 : 近畿（国）第 1800029 号

第1 結論

昭和 62 年 8 月から平成 2 年 3 月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 42 年生

住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和 62 年 8 月から平成 2 年 3 月まで

私が大学生の頃、A 県 B 市役所から郵便で年金に関するお知らせが届き、私の母が同市 C 出張所（以下「C 出張所」という。）において、私の国民年金の加入手続をしてくれた。

請求期間の国民年金保険料については、B 市役所から納付書が送られてきたので、私の母が C 出張所の窓口において、納付書に現金を添えて納付したと聞いている。

しかし、日本年金機構から送付されてきたねんきん定期便を見ると、国民年金の記録が引き継がれておらず、請求期間が未加入期間になっている。

請求期間の国民年金保険料を納付したとする資料として、当時の所得税の確定申告書の控え（以下「確定申告書控」という。）を提出するので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、請求者の母が C 出張所において国民年金の加入手続を行い、請求期間の国民年金保険料を納付した旨主張している。

しかしながら、国民年金保険料を納付するためには、住所地の市町村において、国民年金の加入手続を行い、年金記録を管理するための国民年金手帳記号番号（以下「記号番号」という。）が払い出される必要があるところ、記号番号の払出しの有無について、社会保険オンラインシステムにより複数の読み方による氏名検索を行ったが、請求者に対する記号番号の払出しは確認できない上、前述の記号番号の払出しを受けた場合に当該記号番号が記載された年金手帳が交付されることとなるが、請求者の母は、請求者の年金手帳は交付されていないとしており、請求者も請求期間後に会社からもらった厚生年金保険の年金手帳以外に所持していない旨陳述している。これらのことから、請求者は、請求期間において国民年金に未加入であり、請求者の母は、請求期間の国民年金保険料を納付することができなかつたものと考えられる。

また、請求者は、国民年金の加入手続及び請求期間の国民年金保険料の納付に関与しておらず、保険料納付を行ったとされる請求者の母は、C 出張所の窓口において請求期間の国民年金保険料を納付した旨陳述しているが、B 市は、請求期間当時に出張所における国民年金保険料の納付の取扱いは行っていない旨回答しており、請求者の母が陳述する納付方法とは符合しない。

さらに、請求者から提出された請求者の父に係る昭和 61 年分から平成 3 年分までの確定申告書控のうち、請求期間に係る昭和 62 年分から平成 2 年分までの確定申告書控の社会保険料控除欄には、当該各年分に一人分の国民年金の支払保険料が計上されているところ、オンライン記録によると、請求者の父母に係る当該各年分の国民年金保険料が納付済みとなっていることから、当該各年分の確定申告書控に記載された一人分の国民年金の支払保険料は、請求者の

父母のいずれかを計上しているものと考えられ、請求者のものであると認めることはできない。

加えて、請求者の母が請求期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿等）はなく、請求期間について、ほかに請求者の国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号：近畿（受）第 1800162 号

厚生局事案番号：近畿（厚）第 1800051 号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険の標準報酬月額の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名：男

基礎年金番号：

生年月日：昭和 26 年生

住 所：

2 請求内容の要旨

請求期間：平成 8 年 10 月 1 日から平成 10 年 1 月 21 日まで

A社に係る厚生年金保険の記録では、請求期間の標準報酬月額が 9 万 8,000 円と記録されているが、実際の給与額は 41 万円から 43 万円ぐらいあった。平成 8 年分給与所得の源泉徴収票が見付かったので、調査の上、請求期間に係る標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び請求者の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、同法による記録の訂正及び保険給付が行われるためには、これらの標準報酬月額のいずれもがオンライン記録の標準報酬月額を上回る必要がある。

しかしながら、請求期間のうち平成 8 年 10 月 1 日から平成 9 年 1 月 1 日までの期間について、請求者から提出された平成 8 年分給与所得の源泉徴収票における社会保険料等の金額から推認される厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額と同額である。

また、商業登記の記録によると、A社は、平成 23 年 10 月 * 日に破産手続を開始しており、当該商業登記及びオンライン記録において確認できる請求期間当時の同社の事業主及び役員二人に照会したが、当該事業主は、同社は平成 23 年 8 月に倒産しており、当時の資料の保管はなく、請求者の請求期間に係る報酬月額及び厚生年金保険料控除額について、不明である旨回答及び陳述している上、役員二人からも回答を得ることができず、事業主等から、請求者の請求期間に係る報酬月額及び厚生年金保険料控除額を確認又は推認することができない。

さらに、請求者の請求期間当時の住所地であった B 県 C 市及び同市を管轄する D 税務署の担当者は、請求期間当時の請求者に係る給与収入額及び社会保険料控除額を確認できる資料の保管はない旨それぞれ陳述している。

加えて、オンライン記録において、A社における請求者の請求期間に係る標準報酬月額が遡って訂正された事跡はない。

このほか、請求者が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について、確認又は推認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が請求期間において、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。